

# 石川県弓道連盟評議員規程

(目的)

第1条 この規程は、石川県弓道連盟規約第7条の2第2項の規定により、石川県弓道連盟（以下「本連盟」という。）評議員の選出、任期、職務等に関して必要な事項を定める。

(選出)

第2条 評議員の選出は、加盟団体の登録会員数10名毎に1名を選出するものとし、原則として、加盟団体会長を含めるものとする。ただし、大学は加盟団体毎に2名以内とする。

2 前項の会員数は、毎年3月末日までに会費を納入して登録された人数によって算定する。

3 加盟団体は選出した評議員の氏名を毎年度4月末日までに本連盟事務局に報告しなければならない。また、変更が生じた時は、速やかにその旨を届け出なければならない。

4 評議員は本連盟の役員を兼ねることはできない。評議員が常任理事等の本連盟役員に就任したときは、当該加盟団体から別に評議員を選出するものとする。

(任期)

第3条 評議員の任期は2年とし、再選を妨げない。

2 補欠による評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 評議員は、任期が満了しても後任者が就任するまではその任にあたる。

(職務)

第4条 評議員は、本連盟規約第14条第6項各号に定める事項を審議し、議決する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から実施する。